

## 市民団体協働の川づくり事業 実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「市民団体協働の川づくり事業実施要綱」（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、当該要綱の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 要綱第2条に規定する「河川管理上必要な草刈り等」とは、次のものをいう。

- (1) 河川管理施設の巡視又は点検のために実施する草刈り
- (2) 河川流下断面確保のために実施する伐開及び下草刈り
- (3) その他河川管理上特に必要と認められる箇所草刈り、伐開及び下草刈り

### (事業実施の手続等)

第3条 草刈り等を要望する市民団体は、作業計画書（別記様式1）を作成の上、原則市町村長に提出するものとする。市町村長は、作業計画書を市民団体協働の川づくり事業要望状況報告書（別記様式2）により取りまとめた上で、総合振興局長（留萌振興局長）に提出するものとする。

- 2 総合振興局長（留萌振興局長）は、前項の要望箇所について、市民団体に行わせることの適否を判断するとともに、関係市町村長と協議の上、実施区域を決定し、別記様式3により市民団体に通知するものとする。
- 3 前項により決定した区域が申請に当たって提出した作業計画書と異なる場合、市民団体は変更作業計画書（別記様式1）を提出するものとする。

### (費用の決定等)

第4条 総合振興局長（留萌振興局長）は、前条により決定した区域に係る費用を決定し、前条第2項の通知と併せて別記様式3により市民団体に通知するものとする。

- 2 本事業における支出科目は、役務費（手数料）とする。

### (第三者に及ぼした損害)

第5条 作業に当たって第三者に損害を及ぼしたときは、市民団体の責任において処理するものとする。ただし、その損害のうち北海道の責めに帰すべき理由により生じたものについては、総合振興局長（留萌振興局長）が処理するものとする。

### (損害保険等)

第6条 総合振興局長（留萌振興局長）は、市民団体の作業実施前に損害保険（傷害保険及び賠償責任保険）の加入手続を行うものとする。

### (作業の実施等)

第7条 総合振興局長（留萌振興局長）は、担当する職員（以下「担当職員」という）を定め、別記様式3により市民団体に通知するものとする。

- 2 市民団体は、作業計画書（別記様式1）のほか、本要領に基づき作業を行うものとする。
- 3 実施期間を変更する必要がある場合、市民団体は作業実施前に変更作業計画書（別記様式1）を作成し、総合振興局長（留萌振興局長）に提出するものとする。
- 4 現地の作業は、次の基準により行うものとする。
  - (1) 草刈りは、草刈り後の草丈が概ね10cm程度となるよう行うものとする。
  - (2) 伐開は、動植物、周辺環境等に配慮して行うこととし、詳細は担当職員と協議するものとする。

のとする。

- (3) 伐開に伴う伐根は、行わないものとする。
- (4) 伐開に伴う下草刈りは、併せて行うものとする。
- (5) 伐開物は担当職員の指定した場所に集積するものとする。
- (6) 刈草を集積する必要がある場合は、担当職員の指示によるものとする。
- (7) その他、作業に当たって必要な事項については、担当職員と協議するものとする。

(完了報告等)

第8条 市民団体は、作業完了後速やかに作業完了報告書（別記様式4）に作業完了写真（別記様式5）を添付して総合振興局長（留萌振興局長）に提出するものとする。

- 2 総合振興局長（留萌振興局長）は、作業完了報告書（別記様式4）の提出を受けた場合、提出を受けた日から10日以内に作業の実施結果を確認するものとする。
- 3 現地の確認結果については、作業完了確認書（別記様式6）により認定し、その結果を別記様式7により市民団体に通知するものとする。
- 4 前項により通知された範囲が第3条第3項により決定した範囲と異なる場合、作業の再実施については総合振興局長（留萌振興局長）と市民団体が協議の上、決定するものとする。

(支払等)

第9条 市民団体は前条第3項により通知された金額を請求書（別記様式8）により総合振興局長（留萌振興局長）に請求するものとし、総合振興局長（留萌振興局長）は当該請求のあった日から15日以内に支払うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ、総合振興局長（留萌振興局長）と市民団体が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年9月8日から適用する。

〇〇総合振興局長（留萌振興局長）様

## 作業計画書（当初・変更）

「市民団体協働の川づくり事業 実施要領」に基づき実施します。

団体の名称・住所		名称：	
		住所：	
代表者	氏名	印	
	住所・連絡先	住所： 連絡先：	
責任者	氏名	印	
	住所・連絡先	住所： 連絡先：	
実施河川名・区間		河川名：	区間：
実施内容・面積		内容：	面積：
費用		円	
実施期間		月 日 ~ 月 日の 日間	
河川との関わりについて			
河川における過去の活動実績について			

（その他添付資料）

①団体の規約、②役員名簿、業務従事予定者名簿、④その他

市民団体協働の川づくり事業 要望状況報告書

(市町村名)

河川名	団体名	区間	内容	期間	要望額	北海道の積算額※1	契約額※2
				自 年 月 日 至 年 月 日			
				自 年 月 日 至 年 月 日			
				自 年 月 日 至 年 月 日			
				自 年 月 日 至 年 月 日			
				自 年 月 日 至 年 月 日			
				自 年 月 日 至 年 月 日			
				自 年 月 日 至 年 月 日			

注) ※1、※2については、建設管理部使用欄となりますので、記入不要です。

△△市民団体  
代表 様

〇〇総合振興局長（留萌振興局長）

## 通 知 書

「市民団体協働の川づくり事業」の実施が決定しましたので通知します。

実施河川名	
実施区間	
実施内容	
実施面積	
費用	円
実施期間	月 日 ~ 月 日の 日間
担当職員所属職氏名	

※ なお、作業の実施に当たっては、次の事項を承諾の上、実施してください。

- 1 草刈り等の実施に当たっては、北海道が損害保険（傷害保険及び賠償責任保険）の加入手続きを行います。
- 2 作業に当たって第三者に損害を及ぼしたときは、市民団体の責任において処理してください。ただし、その損害のうち北海道の責めに帰すべき理由により生じたものについては、建設管理部が処理します。
- 3 申請時に提出された「作業計画書（別記様式 1）」を変更する必要がある場合は、内容を修正の上、再提出してください。

〇〇総合振興局長（留萌振興局長）様

## 作業完了報告書

次のとおり作業が完了しましたので報告します。

団体の名称・住所		名称： 住所：
代表者	氏名	印
	住所・連絡先	住所： 連絡先：
責任者	氏名	印
	住所・連絡先	住所： 連絡先：
作業内容の実績等		
河川名		
区間		
実施した内容・面積		草刈り： m2 伐開： m2
作業を実施した日		月 日 ~ 月 日の 日間

参 考 事 項	
①作業の参加人数について教えてください。 人（2日間以上の場合は延べ人数）	
②作業中の苦情の有無（有の場合、その内容）について教えてください。	
③作業を終えた後の感想について教えてください。	
④その他、この制度について何かありましたら記入願います。	

※この報告書は、作業完了後速やかに〇〇建設管理部△△出張所に提出してください。

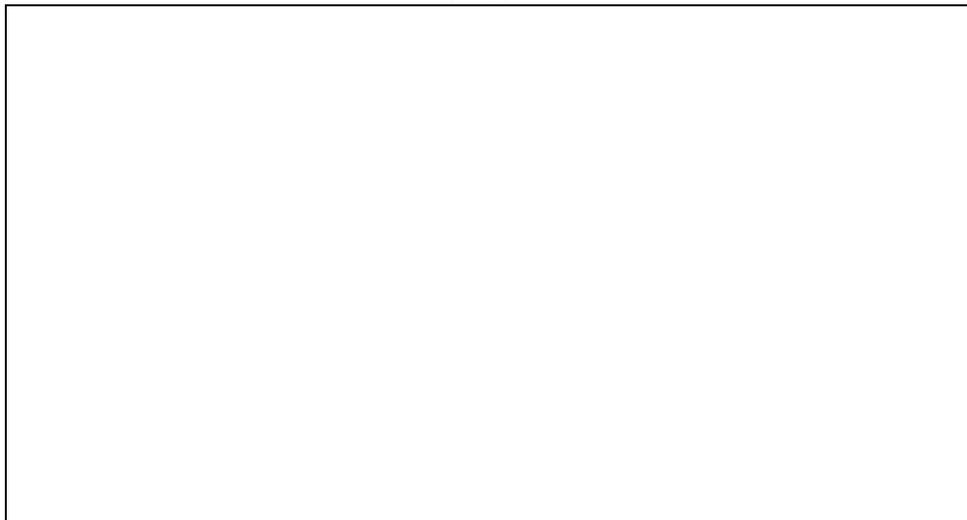
※写真は、実施区間の上・下流端からそれぞれ作業前・後に1枚ずつ撮影し、別記様式5により提出してください（比較しやすいよう同じ位置から撮影してください）。

※必ず撮影年月日を記入してください。

作業完了写真

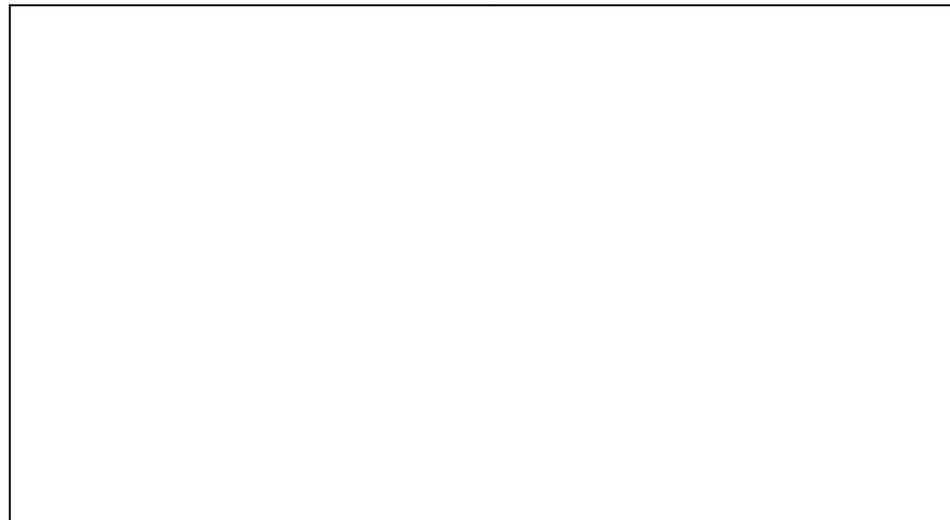
(下流側から実施箇所を撮影)

実施前



年 月 日撮影

実施後



年 月 日撮影



(上流側から実施箇所を撮影)

実施前



年 月 日撮影

実施後



年 月 日撮影



作 業 完 了 確 認 書

市 民 団 体 の 名 称

市 民 団 体 の 代 表 者 氏 名

施 工 場 所 :

業 務 名 :

金 額 :

着 手 :                    年   月   日  
完 了 :                    年   月   日

確 認 年 月 日 :                    年   月   日

現地確認の結果、完了したことを認定する。

年   月   日

確認職員所属職氏名

〇〇建設管理部    △△出張所    〇〇〇〇



△△市民団体  
代表 様

〇〇総合振興局長（留萌振興局長）

通 知 書

現地確認の結果、次のとおり実施が確認されましたので通知します。

実施河川名	
実施区間	
実施内容	
実施面積	
費用	

※確認内容の詳細については、〇〇建設管理部△△出張所までお問い合わせください。

